

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

東 幹 線	農業用排水施設	北海道上川総合振興局
川 南 同		同
雄馬別第2	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
勇 足 同		同
新 田 区画整理		同

目次

告 示

○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	1
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	1
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	2
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	2
○道路の供用の開始……………	(道路課)	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(調達課)	3

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	3
------------------------	---

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………	4
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	5
○特定調達契約に係る入札の公告……………	6
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	7
○特定調達契約に係る入札の公告……………	7

告 示

北海道告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成24年3月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

北海道告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（喜茂別西部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成24年3月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第130号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46・中西別88の7・88の8・106の6・106の8・107の7・121の4・121の5・150の12・151の2・161の3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、57の15、58の18、73の3、106の7、107の6、122の11、122の12、148の9、148の10、150の8から150の11まで、150の40、151の1、152の1、160の1、160の2、160の4、160の5、161の4、161の6、161の19、162の2、162の3、162の12、733、734、西春別31の22、82の5、82の6、82の9、82の10、82の20、82の25、82の29、上春別571

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 野付郡別海町上春別222の46・中西別88の7・88の8・106の6・106の8・107の7・121の4・121の5・150の12・151の2・161の3（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、57の15、58の18、73の3、106の7、107の6、122の11、122の12、148の9、148の10、150の8から150の11まで、150の40、151の1、152の1、160の1、160の2、160の4、160の5、161の4、161の6、161の19、162の2、162の3、162の12、733、734、西春別31の22、82の5、82の6、82の9、82の10、82の20、82の25、82の29、上春別571

(2) 指 定 の 目 的 魚つき

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠697（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 標津郡標津町字古多糠26の1・95の24・95の32・95の35・95の41（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室振興局産業振興部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第132号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釧路市音別町4の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第133号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3

項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第114号のとおりである。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ348の1所在の森林について所有権を有する

松村 喜雄

北海道告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 新開旭川線	旭川市神居町雨紛442番9地先から 同市神居町雨紛398番2地先まで	平成24. 3. 2

北海道告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) パーソナルコンピュータ（ノート型） | 85台 |
| (2) パーソナルコンピュータ（デスクトップ型） | 13台 |

2 落札を決定した日

平成24年2月16日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 氏 名 | 北海道オフィス・マシン株式会社 |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区大通西16丁目3番地 |

4 落札金額

- | | |
|-----|------------|
| (1) | 5,145,000円 |
| (2) | 855,750円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月17日付け北海道告示第20号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|----------------|
| (1) 名 称 | 北海道出納局集中業務室調達課 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区北3条西7丁目 |

総 合 振 興 局 告 示 及 び
振 興 局 告 示

北海道上川総合振興局告示第43号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年3月2日

北海道上川総合振興局長 窪 田 毅

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 物品等の名称 | 広幅複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（トナー及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価） |
| (2) 調達台数及び調達予定数量（1月当たり） | 1台及び1,400カウント |

2 落札を決定した日

平成24年2月21日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|---------|---------------|
| (1) 氏 名 | 旭陽電機株式会社 |
| (2) 住 所 | 旭川市1条通15丁目右1号 |

4 落札金額

基本料金	45,000円
複写料金	1カウントから1,000カウントまで 6.0円 1,001カウント以上 5.8円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月27日付け北海道上川総合振興局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 |
|---------|-----------------------------|

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	
道教育庁石狩教育局告示	
北海道教育庁石狩教育局告示第19号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年3月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成24年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道札幌養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 仕様書に掲げる自己所有の車両について、自己の責任において用意することができること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年3月2日（金）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わ	なければならない。 ア 提出先の名称 北海道札幌養護学校 イ 提出先の所在地 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 北海道教育庁石狩教育局告示第20号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量 北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 ア 南回り青バス 207日（登校・下校各1回で1日） イ ノビロ回り赤バス 207日（登校・下校各1回で1日） ウ 東回り黄色バス 207日（登校・下校各1回で1日） エ 厚別回り白バス 207日（登校・下校各1回で1日） オ 平岡回り銀バス 207日（登校・下校各1回で1日） カ 中送りスマイル号 33日（下校のみ1回で1日） アからカまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年4月9日から平成25年3月25日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道教育庁石狩教育局告示第19号に規定する北海道札幌養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌養護学校 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 北海道札幌養護学校1階会議室（送付による場合は、郵便番号 004-0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 北海道札幌養護学校）

(2) 入 札 日 時 ア 平成24年 3 月27日 (火) 午前 9 時40分 イ 平成24年 3 月27日 (火) 午前10時10分 ウ 平成24年 3 月27日 (火) 午前10時30分 エ 平成24年 3 月27日 (火) 午前10時50分 オ 平成24年 3 月27日 (火) 午前11時10分 カ 平成24年 3 月27日 (火) 午前11時30分 (送付による場合は、同月26日 (月) 正午までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の 1 の(1)による。 6 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成24年 2 月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第16号 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒 (宛先を明記したもの) 及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道札幌養護学校のホームページ (http://www.sapporoyougo.hokkaido-c.ed.jp/) においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)のウ及び 3 の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌養護学校	(2) 所 在 地 郵便番号 004－0069 札幌市厚別区厚別町山本751番地206 電話番号 011－896－1311 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Charterd school bus with a driver a Minamimawari ao Bus 207 days (2 services per day) b Nobinomawari aka Bus 207 days (2 services per day) c Higashimawari kiiru Bus 207 days (2 services per day) d Atsubetsumawari shiro Bus 207 days (2 services per day) e Hiraokamawari gin Bus 207 days (2 services per day) f Nakaokuri smile Bus 33 days (one services per day) B Bid tendering date and time : a 9 : 40 A.M., March 27, 2012 b 10 : 10 A.M., March 27, 2012 c 10 : 30 A.M., March 27, 2012 d 10 : 50 A.M., March 27, 2012 e 11 : 10 A.M., March 27, 2012 f 11 : 30 A.M., March 27, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than noon, March 26, 2012) C Contact : Hokkaido Sapporo School for the Disabled, Atsubetsucho Yamamoto 751-206, Atsubetsu-ku, Sapporo 004-0069 Japan Phone : 011-896-1311 北海道教育庁石狩教育局告示第21号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年 3 月 2 日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第 2 条第 3 号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成24年 3 月 2 日に一般競争入札の公告を行う北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約
---	---

(2) 資 格 北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道星置養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 仕様書に掲げる自己所有の車両について、自己の責任において用意することができること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年3月2日（金）から同月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道星置養護学校 イ 提出先の所在地 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 北海道教育庁石狩教育局告示第22号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量 北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 北回り1号コース516	回、北回り2号コース516回、東回りコース516回、南回りコース516回及び石狩紅葉山校舎線コース569回 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成24年4月4日から平成25年3月22日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道教育庁石狩教育局告示第21号に規定する北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道星置養護学校 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 北海道星置養護学校1階音楽室（送付による場合は、郵便番号 006-0853 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 北海道星置養護学校） (2) 入 札 日 時 平成24年3月26日（月）午後2時（送付による場合は、同月23日（金）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 6 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成24年2月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第16号 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量60グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道星置養護学校のホームページ（http://www.hoshiokiyougo@hokkaido-c.ed.jp/）においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
---	--

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道星置養護学校 (2) 所 在 地 郵便番号 006－0853 札幌市手稲区星置3条8丁目2番1号 電話番号 011－682－5110 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Charterd school bus with a driver kitamawari 1gou course 516 services, kitamawari 2gou course 516 services, Higashimawari course 516 services, Minamimawari course 516 services and Ishikari Momijiyama koushasen course 569 services B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 26, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 23, 2012) C Contact : Hokkaido Hoshioki School for the Disabled, Hoshioki 3-jo 8-chome 2-1, Teine-ku, Sapporo 060-0853 Japan Phone : 011-682-5110 北海道教育庁石狩教育局告示第25号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年3月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成23年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。	(1) 契 約 平成24年3月2日に一般競争入札の公告を行う北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 (2) 資 格 北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道拓北養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用スクールバスの借上運行業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。 (2) 仕様書に掲げる自己所有の車両について、自己の責任において用意することができること。 3 資 格 要 件 の 特 例 平成16年北海道告示第447号の2による。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年3月2日（金）から同月13日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道拓北養護学校 イ 提出先の所在地 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 電話番号 011－775－2453 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。 北海道教育庁石狩教育局告示第26号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年3月2日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明
--	--

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（１日当たりの単価）及び調達予定数量

北海道拓北養護学校通学用バス借上運行単価契約

- ア 東回り路線 207日（登校・下校各１回で１日）
イ 中央回り路線 207日（登校・下校各１回で１日）
ウ 西回り路線 207日（登校・下校各１回で１日）
エ 早送り東回り路線 121日（下校のみ１回で１日）
オ 早送り西回り路線 121日（下校のみ１回で１日）

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成24年４月２日から平成25年３月22日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成24年北海道教育庁石狩教育局告示第25号に規定する北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道拓北養護学校

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市北区南あいの里３丁目１番10号 北海道拓北養護学校
会議室（送付による場合は、郵便番号 002－8091 札幌市北区
南あいの里３丁目１番10号 北海道拓北養護学校）

- (2) 入札日時

- ア 平成24年３月26日（月）午前10時
イ 平成24年３月26日（月）午前10時30分
ウ 平成24年３月26日（月）午前11時
エ 平成24年３月26日（月）午前11時30分
オ 平成24年３月26日（月）正午

（送付による場合は、同月23日（金）午後４時30分までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年２月28日付け北海道教育庁石狩教育局告示第16号

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 ３に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送により交付を希望する場合は、A４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量40グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道拓北養護学校のホームページ（<http://www.takuhokuyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の２の(2)ウ及び３の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道拓北養護学校
(2) 所在地 郵便番号 002－8091 札幌市北区南あいの里３丁目１番10号
電話番号 011－775－2455

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Charterd school bus with a driver

- a Higashimawari Route 207 days (2 services per day)
b Chuuumawari Route 207 days (2 services per day)
c Nishimawari Route 207 days (2 services per day)
d Hayaokurihigashimawari Route 121 days (one services per day)
e Hayaokurinishimawari Route 121 days (one services per day)

B Bid tendering date and time :

- a 10 : 00 A.M., March 26, 2012
b 10 : 30 A.M., March 26, 2012
c 11 : 00 A.M., March 26, 2012
d 11 : 30 A.M., March 26, 2012

e noon, March 26, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 30 P.M., March 23, 2012)

C Contact : Hokkaido Takuhoku school for the Disabled, Minami Ainosato 3-chome 1-10,
Kita-ku, Sapporo 002-8091 Japan

Phone : 011-775-2455
